

# 1 渋川市健康づくり推進協議会設置要綱

## 渋川市健康づくり推進協議会設置要綱

平成 18 年 2 月 20 日

告示第 84 号

(設置)

第 1 条 市における総合的な健康づくりのための方策について、市長の諮問に応じ審議検討し、住民の健康を図るため、渋川市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を審議検討する。

- (1) 総合的な保健計画の策定に関すること。
- (2) 各種健康診査事業、健康相談、保健栄養指導、食生活改善等地区の衛生組織の育成、健康教育等健康づくりのための方策に関すること。
- (3) その他健康づくりのために必要と認められる事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係行政機関
- (2) 保健医療関係団体
- (3) 地区の衛生組織等
- (4) 関係諸団体の代表者
- (5) 学識経験者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合、新たに委嘱し、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に委員の互選により、会長 1 人及び副会長 1 人を置く。

2 会長は、協議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長になり、議事を総理する。

(謝礼)

第 7 条 委員に対する謝礼は、予算の範囲内で行う。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、保健福祉部健康管理課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この告示は、平成18年2月20日から施行する。
- 2 平成18年度に委嘱又は任命した委員の任期は平成20年3月31日までとする。



## 2 渋川市健康づくり推進協議会委員名簿

No.	氏 名	役 職 名	備 考
1	五十嵐 見二	群馬県渋川保健所保健課長	旧：水上 憲一 旧：横澤 修一
2	櫻井 芳樹	渋川地区医師会長	会長
3	関 智久	渋川北群馬歯科医師会長	
4	木村 幸弘	群馬県薬剤師会渋川地区副支部長	
5	岩佐 ミイ	渋川市食生活改善推進員連絡協議会長	
6	木我 京三郎	渋川市社会福祉協議会副会長	副会長 旧：田中 正男
7	竹之内 久子	渋川市健康推進員会長	
8	篠原 常	前渋川市連合婦人会長	
9	生方 峰次	渋川市老人クラブ連合会理事	
10	石坂 寛	渋川市体育協会長	
11	伊藤 孝雄	渋川市国保運営協議会長	
12	浅見 雄一	渋川市自治会連合会長	
13	齋藤 正雄	伊香保地区区長会	
14	中澤 彰吾	前小野上地区総代会	
15	小菅 源一	子持地区自治会長連絡協議会	
16	兵藤 達雄	前赤城地区区長会副会長	
17	柴崎 誠	前北橘地区区長会副会長	
18	小林 巳喜夫	渋川市教育長	
19	横江 隆夫	渋川総合病院長	

### 3 渋川市健康増進計画等策定委員会設置要綱

#### 渋川市健康増進計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条及び渋川市健康増進計画策定要領並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第19条の規定に基づき、渋川市健康増進計画及び渋川市特定健康診査等実施計画（以下「両計画」という。）を策定するため、渋川市健康増進計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 健康増進計画の策定に関すること。
- (2) 特定健康診査等実施計画の策定に関すること。
- (3) その他市民の健康増進に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 保健福祉部及び市民部の部長
  - (2) 社会福祉課及び高齢対策課の課長
  - (3) 渋川市教育委員会学校教育課、生涯学習課及び体育課の課長
  - (4) 渋川総合病院事務部事務部長
  - (5) 渋川市国民健康保険診療所の所長
  - (6) 経済部農林課長
  - (7) 企画部企画課長
  - (8) その他委員長が必要と認める者
- 2 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長には保健福祉部長を、副委員長には市民部長をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、両計画策定完了までとする。

(会議)

第6条 策定委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、意見を求めることができる。

(事務局)

第7条 策定委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、健康管理課及び市民課の担当職員をもって組織する。

3 事務局に事務局長及び事務局次長を置き、事務局長に健康管理課長を、事務局次長に市民課長をもって充てる。

4 事務局長は、委員長の命を受け、委員会の事務を総括する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年 5月17日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年 7月 9日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年10月15日から施行する。

## 4 渋川市健康増進計画等策定委員会委員名簿

No.	所 属	職 名	氏 名	備 考
1	保健福祉部	部長	森田 一男	委員長
2	市民部	部長	飯塚 哲夫	副委員長
3	社会福祉課	参事兼課長	都丸 博樹	
4	高齢対策課	課長	立見 俊幸	
5	学校教育課	課長	飯塚 匡	
6	生涯学習課	参事兼課長	篠田 由紀子	
7	体育課	参事兼課長	星野 敬太郎	
8	渋川総合病院事務部	事務部長	木村 行男	
9	国民健康保険診療所	所長	菅野 圭一	
10	農林課	課長	都丸 高宏	
11	企画課	課長	佐久間 功	

## ■事務局

No.	所 属	職 名	氏 名	備 考
1	健康管理課	課長	飯塚 賢一	事務局長
2		課長補佐兼G L	大竹 洋子	保健師
3		課長補佐兼G S L	富岡 千寿子	保健師
4		課長補佐兼G S L	諸田 尚三	
5		主幹	外丸 はるみ	管理栄養士
6		主査	小淵 正子	保健師
7		主査	竹之内 智行	
8		主任	村上 道子	保健師
9	市民課	課長	後藤 晃	事務局次長
10		課長補佐兼G L	高橋 文行	
11		主査	星野 幸也	

## 5 健康プランしづかわ21 策定経過

年月日	内 容
平成 18 年 8 月 30 日	第 1 回 渋川市健康づくり推進協議会（13:30～ 市役所本庁大会議室） ・委員の委嘱 ・正副会長の選出 ・平成 18 年度渋川市保健事業計画について ・健康増進計画の策定について（概要説明、アンケート調査計画について）
11 月 24 日	第 2 回 渋川市健康づくり推進協議会（14:00～ 市役所本庁大会議室） ・健康増進計画アンケート調査票（案）について ・健康増進計画今後の日程について
平成 18 年 12 月 ～ 平成 19 年 3 月	アンケート調査実施・集計 ・一般成人 1,500 名 ・小中高校生 各 500 名
平成 19 年 4 月 2 日	渋川市健康増進計画策定要領の制定
4 月 4 日	第 3 回 渋川市健康づくり推進協議会（14:00～ 市役所本庁大会議室） ・健康増進計画アンケート調査結果について ・渋川市健康増進計画策定要領について ・平成 19 年度渋川市保健事業計画について
5 月 17 日	渋川市健康増進計画等策定委員会設置要綱の制定
6 月 1 日	第 1 回 渋川市健康増進計画等策定委員会（13:30～ 渋川保健福祉センター） ・健康増進計画等策定委員会設置要綱について ・健康増進計画について（概要説明・今後の日程等） ・特定健康診査等実施計画について（概要説明・今後の日程等）

年月日	内 容
7月25日 7月26日 7月31日	健康推進員ブロック会議 7/25（第4・5・6ブロック） 7/26（第1・2・3ブロック） 7/31（第7・8・9ブロック） ・計画策定に市民の意見を反映させるため、項目ごとに意見聴取を行う。 ・栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康の3項目はブロック共通課題とし、喫煙、飲酒、歯の健康は各ブロックごととした。 ・各項目ごとに、生活習慣の改善や健康づくりのために、個人として何が ができるか、地域でどのようなことができるかを自由意見として聴く。
8月3日	第2回 渋川市健康増進計画等策定委員会（13:30～ 渋川保健福祉センター） ・健康増進計画等策定委員会設置要綱の一部改正について ・健康増進計画について（策定基本方針、行政関連事業集約 等） ・特定健康診査等実施計画について（策定基本方針）
8月31日	第4回 渋川市健康づくり推進協議会（14:00～ 渋川保健福祉センター） ・平成18年度渋川市保健事業実績報告について ・渋川市健康増進計画策定事業について ①計画書骨子について ②健康推進員への意見聴取結果報告 ③市政における健康関連事業調査結果報告 ④各種団体への健康関連事業調査協力依頼 ⑤計画書表題及び副題について→検討後、事務局一任の議決 ⑥市民意見公募について ⑦今後の作成日程報告
8月31日	協議会終了後、計画書表題及び副題について事務局検討
9月7日	計画書表題及び副題（事務局検討結果）について、会長と協議（事務局案了承）
9月12日	・計画書表題及び副題について、全委員あて報告 ・表題 「健康プランしぶかわ21」 ・副題 「健やかで 安心して暮らせる 元気なまちをめざして」

年月日	内 容
10月30日	第3回 渋川市健康増進計画等策定委員会（13:30～ 市役所本庁会議室） ・健康プランしぶかわ21（渋川市健康増進計画）素案について ・特定健康診査等実施計画について
11月2日	第5回 渋川市健康づくり推進協議会（14:00～ 渋川保健福祉センター） ・健康プランしぶかわ21（渋川市健康増進計画）素案について ・市民意見公募及び今後の策定日程について
11月22日	健康プランしぶかわ21（渋川市健康増進計画）素案 市民意見公募開始
12月18日	健康プランしぶかわ21（渋川市健康増進計画）素案 市議会報告
12月21日	健康プランしぶかわ21（渋川市健康増進計画）素案 市民意見公募終了
12月26日	第4回 渋川市健康増進計画等策定委員会（13:30～ 渋川保健福祉センター） ・特定健康診査等実施計画について ・健康プランしぶかわ21（渋川市健康増進計画）素案について ①市議会報告結果について ②市民意見公募結果について ③今後の策定日程について
平成20年 1月28日	第5回 渋川市健康増進計画等策定委員会（13:30～ 渋川保健福祉センター） ・健康プランしぶかわ21（渋川市健康増進計画）案について ・特定健康診査等実施計画について
2月14日	第6回 渋川市健康づくり推進協議会（14:00～ 渋川保健福祉センター） ・健康プランしぶかわ21（渋川市健康増進計画）についての諮問及び答申
3月3日	健康プランしぶかわ21（渋川市健康増進計画） 市議会報告

## 6 健康増進法の条文（抜粋）

### 健康増進法（抜粋）

施行：平成15年5月1日

（目的）

第1条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。

（国民の責務）

第2条 国民は、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、教育活動及び広報活動を通じた健康の増進に関する正しい知識の普及、健康の増進に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究の推進並びに健康の増進に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、健康増進事業実施者その他の関係者に対し、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

（健康増進事業実施者の責務）

第4条 健康増進事業実施者は、健康教育、健康相談その他国民の健康の増進のために必要な事業（以下「健康増進事業」という。）を積極的に推進するよう努めなければならない。

（関係者の協力）

第5条 国、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（基本方針）

第7条 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

3 次条第一項の都道府県健康増進計画及び同条第二項の市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項

(都道府県健康増進計画等)

- 第8条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県健康増進計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
  - 3 都道府県及び市町村は、都道府県健康増進計画又は市町村健康増進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(健康診査の実施等に関する指針)

- 第9条 厚生労働大臣は、生涯にわたる国民の健康の増進に向けた自主的な努力を促進するため、健康診査の実施及びその結果の通知、健康手帳（自らの健康管理のために必要な事項を記載する手帳をいう。）の交付その他の措置に関し、健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針（以下「健康診査等指針」という。）を定めるものとする。
- 2 厚生労働大臣は、健康診査等指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣、財務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。
  - 3 厚生労働大臣は、健康診査等指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

### 第三章国民健康・栄養調査等

(国民健康・栄養調査の実施)

- 第10条 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにするため、国民健康・栄養調査を行うものとする。
- 2 厚生労働大臣は、独立行政法人国立健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）に、国民健康・栄養調査の実施に関する事務のうち集計その他の政令で定める事務の全部又は一部を行わせることができる。
  - 3 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）は、その管轄区域内の国民健康・栄養調査の執行に関する事務を行う。

## 7 食育基本法の条文（抜粋）

### 食育基本法（抜粋）

施行：平成17年7月15日

#### 第1章 総則

##### 第1条（目的）

この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

##### 第2条（国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）

食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

##### 第3条（食に関する感謝の念と理解）

食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

##### 第4条（食育推進運動の展開）

食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

##### 第5条（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

##### 第9条（国の責務）

国は、第2条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

## 第10条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## 第2章 食育推進基本計画等

### 第16条（食育推進基本計画）

- ① 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。
- ② 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
  - 2 食育の推進の目標に関する事項
  - 3 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
  - 4 前3号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- ③ 食育推進会議は、第1項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- ④ 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

### 第17条（都道府県食育推進計画）

- ① 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。
- ② 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

### 第18条（市町村食育推進計画）

- ① 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。
- ② 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

### 第3章 基本的施策

#### 第19条（家庭における食育の推進）

国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どももの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ 機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子ども を対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

#### 第20条（学校、保育所等における食育の推進）

国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力 ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の 推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓 発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の 調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発 その他必要な施策を講ずるものとする。

#### 第21条（地域における食生活の改善のための取組の推進）

国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣 病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向 上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食 品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

## 8 健康日本21概要

### 「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」

#### 第一 趣旨

健康を実現することは、元来、個人の健康観に基づき、一人一人が主体的に取り組む課題であるが、個人による健康の実現には、こうした個人の力と併せて、社会全体としても、個人の主体的な健康づくりを支援していくことが不可欠である。

そこで、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」（以下「運動」という。）では、健康寿命の延伸等を実現するために、2010年度等を目途とした具体的な目標等を提示すること等により、健康に関連する全ての関係機関・団体等をはじめとして、国民が一体となった健康づくり運動を総合的かつ効果的に推進し、国民各層の自由な意思決定に基づく健康づくりに関する意識の向上及び取組を促そうとするものである。

#### 第二 基本的な方向

##### 1 目的

21世紀の我が国を、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするため、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現することを目的とする。

##### 2 期間

運動の期間は、2012年度までとする。

運動の評価は、2005年度を目途に中間評価を行うとともに、2010年度から最終評価を行い、その評価を2013年度以降の運動の推進に反映させる。

なお、2010年度以降の最終評価期間中においても本通知に掲げる目標により、運動を推進する。

##### 3 基本方針

###### (1) 一次予防の重視

人口の高齢化の進展に伴い、疾病の治療や介護に係る社会的負担が過大となることが予想されているので、従来は疾病対策の中心であった二次予防や三次予防にとどまることなく、一次予防に一層の重点を置いた対策を推進する。

###### (2) 健康づくり支援のための環境整備

###### 1) 社会全体による支援

運動の目的を達成するためには、生活習慣を改善し、健康づくりに取り組もうとする個人を家庭、地域、職場等を含めた社会全体として支援していく環境を整備することが不可欠である。このため、行政機関をはじめ、医療保険者、医療機関、教育関係機関、マスメディア、企業、ボランティア団体等の健康に関わる様々な関係者がそれぞれの特性を生かしつつ連携することにより、個人が健康づくりに取り組むための環境を整備し、個人の健康づくりを総合的に支援する。

## 2) 休日、休暇の活用の促進

休日や休暇の健康づくりに対する活用は、重要であり、個人が休日、休暇において、運動を行う等の積極的に健康づくりを図ろうとする活動の支援や、健康づくりのための年次有給休暇の取得促進、長期休暇制度の普及促進等を図るための環境整備を行うことが必要である。

## (3) 目標の設定と評価

運動を効果的に推進するためには、健康づくりに関わる多くの関係者が健康状態等に関する情報を共有しながら、現状及び課題について共通の認識を持った上で、重要な課題を選択し、科学的根拠に基づいて、取り組むべき具体的な目標を設定する必要がある。また、目標に到達するための具体的な諸活動の成果を適切に評価して、その後の健康づくり運動に反映できるようにする必要がある。

## (4) 多様な関係者による連携のとれた効果的な運動の推進

### 1) 多様な経路による情報提供

個人による選択を基本とした、生活習慣の改善等の国民の主体的な健康づくりを支援するためには、国民に対する十分かつ確かな情報提供が重要である。このため、マスメディア等による広範な情報伝達手段や保健事業における健康相談、健康教育等の、多様な経路により、それぞれの特徴を生かしたきめ細かな情報提供を推進する必要がある。

### 2) ライフステージや性差等に応じた健康増進の取組の推進

また、地域、職場等を通じた国民全体に対する働きかけと生活習慣病を発症する危険度の高い集団への働きかけとを適切に組み合わせること等により、対象者の特性やニーズ等を十分に把握しながら、運動を効果的に推進することに配慮することが重要である。この場合、ライフステージや性差に応じた健康課題に対して配慮が必要である。例えば、思春期は、不登校、引きこもり、思春期やせ症をはじめとした課題があることに留意する必要がある。また、女性の生涯にわたる健康についても、性差に着目した対策が講じられるよう配慮が必要である。

### 3) 多様な分野における連携

健康増進の取組を進めるに当たっては、健康づくり対策（健康日本21）、母子保健分野における対策（健やか親子21）、精神保健分野における対策、介護予防における対策及び産業保健分野における対策、医療保険の保険者が実施する対策を含めた厚生労働行政分野における健康増進対策（食育の推進を含む。）のみならず、学校保健対策、ウォーキングロードの整備などまちづくり対策、森林等の豊かな自然環境の利用促進対策、総合型地域スポーツクラブの活用などの生涯スポーツ分野における対策、健康関連産業の育成等、関係行政分野、関係行政機関等と十分に連携をとって国民の健康の増進を図っていく必要がある。

また、国、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める必要がある。

### 第三 目標等について

#### 1 性格

運動の目標等は別表1に記載されたものであり、このうち代表目標項目は別表2に記載されたものである。これは健康日本21企画検討会・計画策定検討会、地方公聴会、地方シンポジウム等における広範な議論の中で、多数の専門家及び関係者が情報を共有するとともに、現状及び課題について共通の認識を得る過程を経て提示された指標とその評価の目安である。

国は広く関係者等に対して目標等を普及するとともに、継続的に健康指標の推移等を調査、分析し、その結果に関する情報を還元することにより、関係者をはじめ広く国民一般の自由な意思決定に基づいた意識の向上及び自主的な取組を支援するものである。

運動の目標等は、全国レベルのものであるので、地方公共団体等のそれぞれの運動の実施主体においては、運動の目標等を参考に、それぞれの実情に応じて、関係者間で共有されるべき目標が設定されるべきである。

なお、地域、職場、学校、個人等の健康づくりの目標は、上記の目標等を参考としつつ、地域等の実情に応じて、生活上の創意工夫をこらして、個別具体的に設定すべきものである。

#### 2 設定の考え方

##### (1) 栄養・食生活

栄養・食生活は、多くの生活習慣病との関連が深く、また、生活の質との関連も深いことから、健康・栄養状態の改善を図るとともに、人々が良好な食生活を実現するための個人の行動変容、及び「食育」等により個人の行動変容を支援する環境の確保が必要である。

目標は、適正な栄養状態、栄養素（食物）の摂取、適正な栄養素（食物）の摂取のための個人の行動及び個人の行動を支援するための環境づくりについて設定する。

##### (2) 身体活動・運動

身体活動・運動には、生活習慣病の発生を予防する効果があり、健康づくりの重要な要素であることから、国民の身体活動・運動に対する意識を高め、日常の活動性及び運動習慣を持つ者の割合を増加させるとともに、これらの活動を行うことができる環境づくりを行う必要がある。

目標は、日常の生活における身体活動に対する意識、運動習慣等について、成人及び高齢者に分けて設定する。

##### (3) 休養・こころの健康づくり

こころの健康は、生活の質を大きく左右する要素である。身体及びこころの健康を保つための三要素は、適度な「運動」、バランスの取れた「栄養・食生活」、心身の疲労回復と充実した人生を目指す「休養」とされている。さらに、十分な睡眠をとり、ストレスと上手につきあうことはこころの健康に欠かせない要素となっている。

目標は、ストレスの低減、睡眠の確保及び自殺者の減少について設定する。

#### (4) たばこ

たばこは、がんや循環器病など多くの疾患と関連があるほか、妊娠に関連した異常の危険因子である。また、厚生科学審議会の「今後のたばこ対策の基本的考え方について」（平成14年12月25日意見具申）においては、「国民の健康増進の観点から、今後、たばこ対策に一層取り組むことにより、喫煙率を引き下げ、たばこの消費を抑制し、国民の健康に与える悪影響を低減させていくことが必要である。」と指摘されている。

目標は、たばこの健康影響についての十分な知識の普及、未成年者の喫煙防止(防煙)、受動喫煙の害を排除し、減少させるための環境づくり(分煙)、禁煙希望者に対する禁煙支援について設定する。

#### (5) アルコール

アルコールは、慢性影響としての臓器障害等の健康に対する大きな影響を与えるものである。近年、成人の飲酒による健康影響の問題のみならず、未成年者による飲酒が問題となっており、また、アルコールに関連した問題は、健康に限らず交通事故等社会的な問題にも影響するものである。

目標は、多量飲酒者の減少、未成年者の飲酒防止及び節度ある適度な飲酒についての知識の普及について設定する。

#### (6) 歯の健康

歯の健康は、食物の咀嚼のほか、食事や会話を楽しむ等による、生活の質を確保するための基礎となる重要な要素である。歯科保健の分野では、生涯にわたり自分の歯を20歯以上保つことにより健全な咀嚼能力を維持し、健やかで楽しい生活をすごそうという8020(ハチマル・ニイマル)運動が推進されており、この実現に向けた歯及び口腔の健康増進の推進が必要である。

目標は、歯の喪失防止と歯の喪失の原因となるう蝕及び歯周病の予防について設定する。

#### (7) 糖尿病

我が国の糖尿病患者数は、生活習慣と社会の変化に伴って、急速に増加している。糖尿病は自覚症状がないことが多く、また、放置すると重大な合併症を引き起こすことが多いことから、生活の質の低下等を招いている。この疾患の対策としては、発症の予防、早期発見、合併症の予防が重要である。

目標は、糖尿病の一次予防の推進を図る観点から、生活習慣の改善、糖尿病有病者の早期発見及び治療の継続について設定する。あわせて、生活習慣の改善が糖尿病有病者の減少に及ぼす影響について推計する。

#### (8) 循環器病

脳血管疾患と虚血性心疾患を含む循環器病は我が国の主要な死亡原因の一つであるが、これらの後遺症のために、本人の生活の質の低下を招く大きな原因となっている。特に脳卒中は、寝たきり・認知症の主要な要因となっており、循環器病の死亡率及び罹患率の改善が必要である。

目標は、循環器病の一次予防の観点から、生活習慣の改善及び循環器病の早期発見について設定する。あわせて、生活習慣の改善が循環器病による死亡率等の減少に及ぼす影響について推計する。

#### (9) がん

がんは、現在、我が国最大の死亡原因であるが、これに対応するために、生活習慣の改善による予防のための取組が重要である。また、がんの診断・治療技術も進歩してきており、検診による早期発見・早期治療により、死亡者数の低下も期待される。なお、厚生労働省においては、数次にわたり対がん対策が実施されているところである。

目標は、がんの一次予防の推進を図る観点から、生活習慣の改善、がんの検診の受診者等について設定する。

### 第四 地域等における健康づくり運動の推進について

#### 1 計画の策定

運動を効果的に推進するために、各地域等において、住民、健康に関連する多様な関係機関及び関係団体等の参加を得て、計画策定委員会等を設置する等により、地域等の実情に応じた都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画（以下「地方計画」という。）が策定される必要がある。特に、都道府県においては、全国的な目標のうち、代表的なものについて、地域の実情を踏まえた住民にわかりやすい目標を提示する必要がある。具体的には、糖尿病等の有病者・予備群の増加という課題に対し、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者・予備群の減少率や、健診・保健指導の実施率並びに食生活、運動及び喫煙等に関する目標の設定が必要である。

さらに、都道府県は、市町村、医療保険者、学校保健関係者、産業保健関係者等の一体的な取組を推進する観点から、都道府県単位で健康増進事業実施者、医療機関その他の関係機関等から構成される地域・職域連携推進協議会等を設置・活用し、関係者の役割分担の明確化や連携促進のための方策について協議を行い、地方計画の策定及びこれらの関係者との連携の強化について、中心的な役割を果たす必要がある。なお、都道府県が地域・職域連携推進協議会等を設置・活用するに当たっては、都道府県労働局に参加を要請するなど、連携を図る必要がある。また、保健所は、関係機関との連携を図り、地域保健の専門的かつ技術的拠点として、かつ市町村における計画策定の支援を行う必要がある。

また、都道府県において計画を策定する際には、健康増進が疾病予防・介護予防の鍵であることを踏まえ、関係機関との連携の下、都道府県が策定する医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する医療計画、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第9条第1項に規定する都道府県医療費適正化計画、介護保険法（平成9年法律第123号）第118条第1項に規定する介護保険事業支援計画、がん対策基本法（平成18年法律第98号）第11条第1項に規定する都道府県がん対策推進計画等との調和に配慮し、都道府県が中心となって策定すること。また、市町村において計画を策定する際には、事業の

効率的な実施を図る観点から、医療保険者として策定する高齢者の医療の確保に関する法律第19条第1項に規定する特定健康診査等実施計画と市町村健康増進計画を一体的に策定するなど医療保険者として実施する保健事業と市町村として実施する健康増進事業との連携を図るとともに、市町村が策定する介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画等の市町村健康増進計画と関連する計画と調和を図るよう留意するとともに、健康増進法に基づいて実施する健康増進事業を計画に位置付けるよう留意することが求められる。

なお、地方公共団体は、地域住民の健康に関する各種指標の状況や地域の社会資源等の地域の実情を踏まえ、独自に重要な課題を選択し、その到達すべき目標を設定すべきである。市町村においては、国や都道府県が設定した目標を勘案しつつ、具体的な各種の施策、事業、基盤整備などに関する目標に重点を置いて設定することも考えられる。

さらに、地方計画については、一定の期間ごとに評価・改定を行い、継続的な取組に結びつけることが望ましい。評価に当たっては、都道府県及び市町村における取組だけでなく、管内の医療保険者、学校保健関係者、産業保健関係者等における取組の進捗状況や目標の達成状況について評価すべきである。

なお、地方計画の策定等に係る具体的な立案の方法等については、「健康日本21企画検討会・計画策定検討会報告書」、「地域における健康日本21実践の手引き」、「健康日本21地方計画事例集」、「健康日本21中間評価報告書」、「健康増進計画改定ガイドライン」を参照し、また、住民の意見を積極的に反映するよう留意されたい。

## 2 推進体制の整備

運動の推進に当たっては、関係機関及び関係団体等がそれぞれの目的を持ちつつも、住民の健康増進という目的に向かい、調整のとれた取組を継続的に実施していくことが不可欠であり、そのためには、医療保険者、医療機関、市町村保健センター、教育関係機関、マスメディア、企業、ボランティア団体等の広く健康に関連する関係機関及び関係団体等から構成される中核的な推進組織を設置し、十分に意見交換・経験交流を行い、効果的な運用を図ることが重要である。その際には既存の組織を有効に活用し、その機能を拡充強化することも考慮すべきである。

また、保健所は管内における関係機関、関係団体等の連携を推進するための中核機関としての役割を担うとともに、健康情報の収集、分析及び提供並びに市町村に対する技術的支援等を通じ、管内の運動の拠点としての役割を担う必要がある。さらに、保健所は、住民の健康に関するあらゆる問題についての相談窓口という機能を果たす。

(財団法人 健康・体力づくり事業財団ホームページより)

# 健康プランしづかわ21

渋川市健康増進計画

平成20年3月

発行 群馬県渋川市  
企画・編集 渋川市保健福祉部健康管理課

---

〒377-0008  
群馬県渋川市渋川 1760 番地 1  
渋川保健福祉センター  
TEL0279-25-1321